

韋

いへん

編

愛知大学図書館報

No. 27

「韋編」……文字を書いた竹や木の札を、なめし皮でぐるぐるまいてまとめた上古の書物。

図書館にいて読書しよう

名古屋図書館長 黒野 恭成

一 先ごろ、「さあ、図書館へ行きましよう」という一文を書いた（愛知大学通信155号、2003年4月1日）。ある問題について学生自身が自分の足で調べ、疑問をみつけ、どうすればよいかを考える経験をし、その能力を養うためには、図書館へ行って情報・文献を検索し収集する必要がある。大学には立派な図書館があるのだから、学生諸君も大いに図書館を利用してその能力を養ってほしいという趣旨のものである。ただ、舌足らずのところがあったので、その不十分を補うこととしたい。

二 「百円の手形って、ホント」といった調子の新聞報道で、当時の世間の関心を呼んだ昭和61年7月10日の最高裁判決は、その民事判例集40巻5号925頁に載っている。まずはじめに、この事件の事実を確認しておく。電気工事業のY会社は下請け工事業のAに工事代金の手付けとして百万円を支払うために、約束手形をAに振り出した。不動産業のX会社はAの手形割引の依頼に応じてこの手形を（100万円の手形と思って）割引いて取得した。ところが、この手形の金額欄に「壺百円」と、その右上段に「¥1,000,000—」の二通りの記載があり、また100円の収入印紙が貼付き



れていた。所持人のX会社は100万円の手形として振出人のY会社に支払請求したが、これを拒絶されたので提訴したのが本件である。

次に、判決の理由である。手形法6条1項（77条2項）は、金額が文字と数字で重複記載されており、そこに差異があるときは、文字で記載された方を手形金額とすると規定する。最高裁判決はこの規定を適用して、本件手形の手形金額は文字で記載された「百円」であるとした。これに対し、判決には反対意見がついている。それは一方の記載が他方の記載の誤記であることが手形上明らかな場合には、この規定を適用すべきではないとして、手形金額は誤記ではない方の「1,000,000円」であるとした。すなわち、判決は誤記かどうかを考慮すべきではなく、文字優先規定の6条1項を一律に適用すべきであると判断した。これに対して、反対意見は明らかな誤記であるかどうかによって規定の適用を振り分ける判断をしたのである。そこには、一規定の適用の当否、したがって一規定の解釈をめぐってはあがあるが、X会社とY会社の利害の衝突に関する厳しい法的価値判断の対立がある。

三 X会社とY会社の利害の衝突に関して見落としてはならないことがある。それは、裁判の争点になっていないから判決には出てこないが、Aに対する各当事者の法律関係がどのようになるかということである。裁判では手形金額のいくらかをめぐるX会社とY会社の争いになっているが、手形の外においては100万円相当の割引金を手に入れて実際に得をしているのはAではないか、という状況があるのである。

(1) もしX会社が手形によりY会社から百円の支払しか得られないとすると、X会社はAをつかまえて割引金の返還請求、または手形の買い戻し請求をして割引金を回収することができる。ただ、事実上Aに資力がないときは、X会社に不利益が生ずる。だからこそ、X会社としてはこの手形によってY会社から100万円の支払を得ようとするのである。(2) 反対に、もしY会社が手形によりX会社に100万円の支払をしなければならないとすると、Y会社はAをつかまえて下請け工事をするよう請求することができる。Aが工事に着手しないときは、契約不履行にもとづく損害賠償を請求することができる。ただ、実際にAに資力がないときは、Y会社に不利益が生ずる。だからこそ、Y会社としては手形による100万円を支払いたくないのである。手形金額がいくらかの手形法上の問題であるが、手形の外にあるこのような関係も踏まえて妥当な結論を出さなければならない。根は浅いようで深い。

四 当事者の利害の対立をどのように調整し、どのように利益の均衡をはかればよいか、その法的価値判断は容易ではない。たかが手形金の支払という財産上の利害の対立の問題にすぎないが、されどこれに相当な価値判断を下すには人間社会の法と文化に対する深い認識が欠かせないと思う。さらに、その価値判断は人格性に根ざした説得力のあ

るものでなければならないと思う。

最近、齋藤孝著『読書力』（岩波新書、2002年）を読んだ。昨今の日本の若者の、本は別に読まなくてもいいという本離れの傾向は深刻である。読書は自己形成にとって強力な道であり、自己を広めるコミュニケーション力の基礎であることを説く、いわば「読書のすすめ」の啓蒙書である。同感である。図書館には情報・文献・資料があるだけではない。様々なジャンルの図書・本がたくさんある。情報の検索・収集のために図書館に行ったら、横道にそれて別の図書をみて読んでほしい。多くの学生が図書館に行って、ぜひ読書を習慣づけるきっかけを作ってほしいと思う。

